

市民税・県民税・森林環境税 特別徴収に係る納期特例の  
要件に該当しなくなったことの届出書

多 付 多

処理欄

可児市長 令和8年 12月 1日提出	給与支払者 (特別徴収義務者)	所在地 及び 名称	郵便番号	509 - 0292	岐阜県可児市広見一丁目〇番地 株式会社 可児製作所	特別徴収義務者 指定番号	※必ず記入してください 9999999									
			法人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3			連絡先	係 氏名 電話	人事係 税務 花子 [0574]62-〇〇〇〇							

地方税法第321条の5の2の規定による特別徴収税額の納期の特例の要件に該当しなくなつたことを次のとおり届出します。

この届出書を提供する日における  
給与等の支給人員

10 人

給与等の支払を受ける者の数が  
常時10人未満でなくなった理由等

従業員を新規採用したため

注意事項

- この届出書を提出した場合は、その提出の日の属する納期の特例の期間か地方税法第321条の5の2に規定する納期の特例の効力が失われることになります。
- この届出書を提出した場合は、その提出の日の属する納期の特例の期間内に特別徴収した税額のうち、その提出の日の属する月分以前の各月に特別徴収した税額は、その提出の日の属する月の翌月10日までに納付し、その後の各月に特別徴収した税額は、翌月10日までに納付していただくことになります(翌月10日が金融機関の休業日に当たる場合は、10日以降で最初の営業日)。
- 番号法制度の実施に伴い、届出をする際に法人番号の記載が必要となりました(法人番号を有しない個人事業者については、個人番号の記載は不要です)。
- 控えが必要な場合は、コピーをとって保管いただきますようお願いします。

承認・却下 年 月 日

決裁事項

可児市指令税 号

調査事項